

第4章

子ども・子育て支援事業

基本方針Ⅰ ～全ての子育て家庭を支える環境づくり～

※子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
として策定するもの

第1節 就学前の教育・保育

1. 教育・保育の提供区域と基幹型保育所の位置付け

「子ども・子育て支援法」第 61 条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育の提供区域」を設定することとされています。

本市では、居住地区以外の教育・保育施設の利用状況も踏まえ、第1期狭山市子ども・子育て支援事業計画では4つの教育・保育提供区域を設定しました。

その後、待機児童対策として民間保育施設の整備を進める一方、公立保育所については、令和2年1月に策定した「公立保育所の今後の運営に関する基本方針」において、現在の直営の公立保育所7園のうち4園（教育・保育の提供区域ごとに1園ずつ）を、地域の子育て支援の中心的役割を担う基幹型保育所として位置付けたものです。

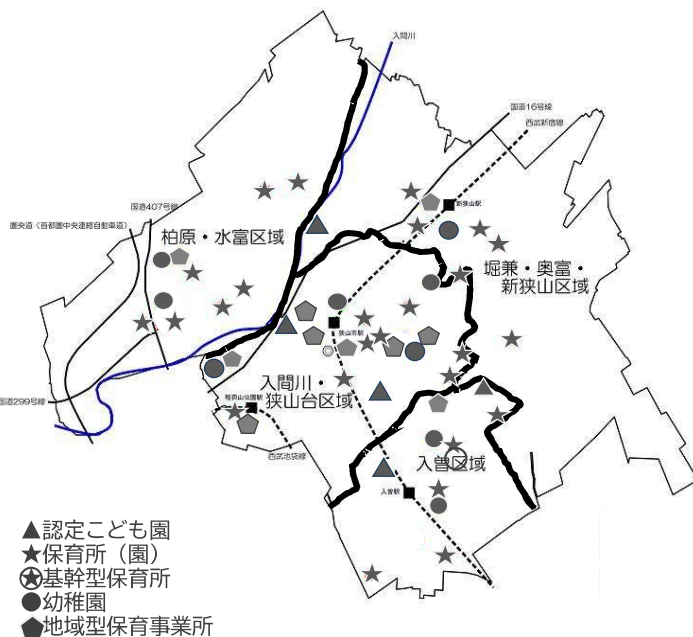
第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画では、各提供区域に基幹型保育所を順次配置していくこととしたうえで、まず入曽区域において、水野保育所を狭山市いりそ次世代支援センターの構成施設である入曽保育所に移転し、令和6年4月から基幹型保育所としての機能を開始したところです。

本計画の子ども・子育て支援事業においては、入曽区域以外の区域にも基幹型保育所を配置し、保育所に通うこどものみならず、在宅で子育てする家庭への支援を強化し、地域の子育て支援の推進を図ります。

【基幹型保育所の役割】

- ①民間保育施設、認可外保育施設との協働による地域の保育の質の向上を図る役割
- ②保育のセーフティネットとしての役割（医療的ケア児などの保育体制の充実）
- ③地域全体の子育て支援施設としての役割（利用者支援事業）

「教育・保育の提供区域」と就学前の教育・保育施設



〈4つの区域の住所地〉

入間川・狭山台区域
沢、狭山、入間川、入間川1～4丁目、 鵜ノ木、稲荷山、祇園、中央、富士見、 狭山台
入曽区域
北入曽、南入曽、水野
堀兼・奥富・新狭山区域
堀兼、上赤坂、中新田、青柳、加佐志、 東三ツ木、上奥富、下奥富、柏原新田、 新狭山
柏原・水富区域
柏原、上広瀬、広瀬台、下広瀬、広瀬、 広瀬東、つつじ野、根岸、笹井

2. 量の見込みと提供体制の確保策

①量の見込みの算出方法と認定区分など

本計画では、下表の各年齢区分の認定区分ごとに、就学前の教育・保育の「量の見込み」を求め、これに対応できる提供体制を確保します。

「量の見込み」は、アンケート調査で把握した、各施設における保護者の利用希望や就労などの実態、今後の就労希望などを踏まえ、3～5歳、0歳、1歳、2歳の各年齢区分における人口推計や各施設の利用実績及び待機児童の状況をもとに、子育て期の女性の就業率の見込みを加味することで、計画期間における各年度の就学前の教育・保育の必要定員数である「量の見込み」を求めます。さらに、その数値をもとに、アンケート調査に基づく各区域の割合により、各区域の「量の見込み」を算出します。

■認定区分と認定・給付（利用）の内容

就学前の教育・保育の利用は市から保護者への給付となるため、利用にあたり、保護者が市に申請して認定を受ける手続きが必要です。

年齢区分	認定区分		認定・給付の内容	利用施設など
3～5歳	1号認定	幼稚園などでの教育を希望する場合	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
	2号認定	保護者の就労などの保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合(保育の必要性の認定)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
0歳	3号認定	保護者の就労などの保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合(保育の必要性の認定)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育 事業所
1歳				
2歳				

②就労下限時間

子ども・子育て支援新制度では、2号及び3号認定(保育の必要性の認定)にあたり、保護者の就労時間の長さに応じて保育標準時間(11時間保育)と保育短時間(8時間保育)の区分が設けられ、保育短時間認定にかかる就労の下限時間を設定する必要があります。就労の下限時間は、月48時間から64時間の範囲で市が定めるとされており、この時間設定により「量の見込み」が変動します。

本市は、条例により、就労の下限時間を月64時間と定めています。

■就労下限時間と就労形態

	令和6年度	本計画期間（令和7年度～11年度）
就労下限時間	月64時間	月64時間
就労形態の一例		週4日×4時間×4週

③計画期間の量の見込みと提供体制確保の考え方

本計画における量の見込みについては、就学前人口の減少や女性の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加、本市における宅地開発などを踏まえつつ、各年度当初の数値に対応するものとします。

また、提供体制については、入所の円滑化（定員の弾力化）を考慮せず、定員数をもって量の見込みに対応するものです。

このため、計画上の量の見込みと提供体制の差がそのまま待機児童数となるものではありません。

上記を前提としたうえで、1号認定については、令和7年度は一部の私立幼稚園において、定員の適正化を図るため提供体制が減少します。また、令和8年度から令和9年度にかけて公立幼稚園の統合に伴い3年保育を開始しつつ、2園から1園になることで提供体制が減少しますが、市全体で令和7年度から令和11年度の量の見込みに対する提供体制は、いずれも充足しています。

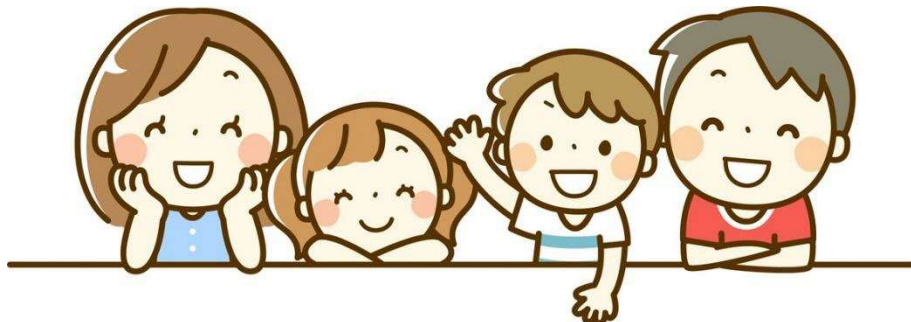
2号認定については、幼児期の学校教育の利用希望が強いこどもを含め、市全体で令和7年度は量の見込み1,529人に対し定員1,810人、令和11年度は量の見込み1,353人に対し定員1,810人であり、提供体制は、いずれも充足しています。

3号認定については、就学前人口の偏りや宅地開発による子育て世帯の増加などにより、区域によっては対策を施さない場合、1歳児と2歳児の提供体制が不足する見込みとなります。

そこで、提供体制の確保策として、既設保育施設内での定員調整、1号認定子どもを対象とした教育施設の空き教室の活用、保育コンシェルジュによる提供体制に余剰のある保育施設へのマッチングなどを行っていくとともに、宅地開発などによる急激な就学前人口の増加が見込まれる区域については、必要に応じて地域型保育事業所の整備を図ることとします。

これらの対策を計画に反映させることにより、市全体で令和7年度は量の見込み1,031人に対し定員1,217人、令和11年度は量の見込み975人に対し定員1,259人となり、いずれも提供体制を充足することができます。

また、上記の取組と併せて、既設の公立・民間保育施設を計画的に改修することにより、提供体制を維持しつつ安全・安心な保育環境の確保にも努めます。



④就学前の教育・保育の「量の見込み」と「提供体制（定員数）」

【1号・2号認定（3～5歳）】

●全体

(人)

	令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）			令和8年度（2年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い者①※1	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い者①	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い者①	左記以外
量の見込み（A）	919	109	1,548	910	101	1,428	883	99	1,399
提供体制（B）	2,175	324	1,547	1,920	282	1,528	1,800	282	1,528
特定教育・保育施設	845	96	1,517	890	96	1,517	770	96	1,517
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	10	0	0	10	0	0	10
確認を受けない幼稚園※2	1,210	0	0	910	0	0	910	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	228	19	0	186	0	0	186	0
市外施設利用①ー②※3	120	0	1	120	0	1	120	0	1
①市内児童の市外利用	150	0	4	150	0	4	150	0	4
②市外からの利用	30	0	3	30	0	3	30	0	3
（B）－（A）	1,256	215	－1	1,010	181	100	917	183	129
	令和9年度（3年目）			令和10年度（4年目）			令和11年度（5年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い者①	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い者①	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い者①	左記以外
量の見込み（A）	841	94	1,348	794	91	1,284	774	89	1,264
提供体制（B）	1,745	282	1,528	1,745	282	1,528	1,745	282	1,528
特定教育・保育施設	715	96	1,517	715	96	1,517	715	96	1,517
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	10	0	0	10	0	0	10
確認を受けない幼稚園※2	910	0	0	910	0	0	910	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	186	0	0	186	0	0	186	0
市外施設利用①ー②※3	120	0	1	120	0	1	120	0	1
①市内児童の市外利用	150	0	4	150	0	4	150	0	4
②市外からの利用	30	0	3	30	0	3	30	0	3
（B）－（A）	904	188	180	951	191	244	971	193	264

※1 幼児期の学校教育の利用希望が強い者：共働きなどの家庭で保育が必要となるが幼稚園の利用を希望する者。次項の表より「①」と表記）また、各提供区域の不足は、隣接区域にて提供体制を確保します。

※2 確認を受けない幼稚園：平成27年度から開始された新制度に移行していない幼稚園

※3 市外施設利用：近隣市と調整を行った数値で各区域の提供体制には含めず、全体の提供体制にまとめて記載しています。

●入間川・狭山台区域

(人)

	令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）			令和8年度（2年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	404	667		344	39	538	327	37	517
提供体制（B）	895	183	548	780	157	543	780	157	543
特定教育・保育施設	560	60	543	605	60	543	605	60	543
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	335	0	0	175	0	0	175	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	123	5	0	97	0	0	97	0
（B）－（A）	491	64		436	118	5	453	120	26
	令和9年度（3年目）			令和10年度（4年目）			令和11年度（5年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	305	33	486	285	33	459	277	32	450
提供体制（B）	725	157	543	725	157	543	725	157	543
特定教育・保育施設	550	60	543	550	60	543	550	60	543
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	175	0	0	175	0	0	175	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	97	0	0	97	0	0	97	0
（B）－（A）	420	124	57	440	124	84	448	125	93

●入曽区域

(人)

	令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）			令和8年度（2年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	178	355		213	24	334	207	24	327
提供体制（B）	541	12	380	401	30	366	401	30	366
特定教育・保育施設	21	0	364	21	0	364	21	0	364
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	2	0	0	2	0	0	2
確認を受けない幼稚園	520	0	0	380	0	0	380	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	12	14	0	30	0	0	30	0
（B）－（A）	363	37		188	6	32	194	6	39
	令和9年度（3年目）			令和10年度（4年目）			令和11年度（5年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	205	22	328	201	24	324	196	23	318
提供体制（B）	401	30	366	401	30	366	401	30	366
特定教育・保育施設	21	0	364	21	0	364	21	0	364
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	2	0	0	2	0	0	2
確認を受けない幼稚園	380	0	0	380	0	0	380	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	30	0	0	30	0	0	30	0
（B）－（A）	196	8	38	200	6	42	205	7	48

◇◇第4章 子ども・子育て支援事業◇◇

●堀兼・奥富・新狭山区域

(人)

	令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）			令和8年度（2年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	199	301		158	16	252	162	17	261
提供体制（B）	324	94	279	324	64	279	324	64	279
特定教育・保育施設	144	36	271	144	36	271	144	36	271
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	8	0	0	8	0	0	8
確認を受けない幼稚園	180	0	0	180	0	0	180	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	58	0	0	28	0	0	28	0
（B）－（A）	125	72		166	48	27	162	47	18
	令和9年度（3年目）			令和10年度（4年目）			令和11年度（5年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	147	19	240	139	15	229	139	15	232
提供体制（B）	324	64	279	324	64	279	324	64	279
特定教育・保育施設	144	36	271	144	36	271	144	36	271
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	8	0	0	8	0	0	8
確認を受けない幼稚園	180	0	0	180	0	0	180	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	28	0	0	28	0	0	28	0
（B）－（A）	177	45	39	185	49	50	185	49	47

●柏原・水富区域

(人)

	令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）			令和8年度（2年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	138	334		195	22	304	187	21	294
提供体制（B）	295	35	339	295	31	339	175	31	339
特定教育・保育施設	120	0	339	120	0	339	0	0	339
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	175	0	0	175	0	0	175	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	35	0	0	31	0	0	31	0
（B）－（A）	157	40		100	9	35	-12	10	45
	令和9年度（3年目）			令和10年度（4年目）			令和11年度（5年目）		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		①	左記以外		①	左記以外		①	左記以外
量の見込み（A）	184	20	294	169	19	272	162	19	264
提供体制（B）	175	31	339	175	31	339	175	31	339
特定教育・保育施設	0	0	339	0	0	339	0	0	339
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	175	0	0	175	0	0	175	0	0
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	0	31	0	0	31	0	0	31	0
（B）－（A）	-9	11	45	6	12	67	13	12	75

【3号認定（0～2歳）】

本計画より、1歳と2歳について年齢別に表記しています。

●全体

(人)

		令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）				令和8年度（2年目）				
		0歳	1・2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み（A）		117	965	1,082	136	402	493	1,031	136	406	439	981	
提供体制（B）		275	942	1,217	271	433	513	1,217	284	454	521	1,259	
特定教育・保育施設		218	786	1,004	218	356	430	1,004	231	377	438	1,046	
地域型保育事業所		47	126	173	43	63	67	173	43	63	67	173	
企業主導型保育施設の地域枠		10	26	36	10	12	14	36	10	12	14	36	
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上記以外		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
市外施設利用※①ー②		0	4	4	0	2	2	4	0	2	2	4	
①市内児童の市外利用		0	7	7	0	3	4	7	0	3	4	7	
②市外からの利用		0	3	3	0	1	2	3	0	1	2	3	
（B）－（A）		158	－23	135	135	31	20	186	148	48	82	278	
		令和9年度（3年目）				令和10年度（4年目）				令和11年度（5年目）			
		0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計
量の見込み（A）		133	410	414	957	133	405	449	987	132	399	444	975
提供体制（B）		284	454	521	1,259	284	454	521	1,259	284	454	521	1,259
特定教育・保育施設		231	377	438	1,046	231	377	438	1,046	231	377	438	1,046
地域型保育事業所		43	63	67	173	43	63	67	173	43	63	67	173
企業主導型保育施設の地域枠		10	12	14	36	10	12	14	36	10	12	14	36
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市外施設利用※①ー②		0	2	2	4	0	2	2	4	0	2	2	4
①市内児童の市外利用		0	3	4	7	0	3	4	7	0	3	4	7
②市外からの利用		0	1	2	3	0	1	2	3	0	1	2	3
（B）－（A）		151	44	107	302	151	49	72	272	152	55	77	284

※市外施設利用は近隣市と調整を行った数値です。各区域の提供体制には含めず、全体の提供体制にまとめて記載しています。



◇◇第4章 子ども・子育て支援事業◇◇

●入間川・狭山台区域

(人)

		令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）				令和8年度（2年目）				
		0歳	1・2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み（A）		51	404	455	50	144	176	370	51	145	158	354	
提供体制（B）		128	399	527	128	190	209	527	128	190	209	527	
特定教育・保育施設		96	304	400	96	145	159	400	96	145	159	400	
地域型保育事業所		29	89	118	29	43	46	118	29	43	46	118	
企業主導型保育施設の地域枠		3	6	9	3	2	4	9	3	2	4	9	
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（B）－（A）		77	-5	72	78	46	33	157	77	45	51	173	
		令和9年度（3年目）				令和10年度（4年目）				令和11年度（5年目）			
		0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計
量の見込み（A）		50	149	152	351	50	150	166	366	50	148	165	363
提供体制（B）		128	190	209	527	128	190	209	527	128	190	209	527
特定教育・保育施設		96	145	159	400	96	145	159	400	96	145	159	400
地域型保育事業所		29	43	46	118	29	43	46	118	29	43	46	118
企業主導型保育施設の地域枠		3	2	4	9	3	2	4	9	3	2	4	9
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（B）－（A）		78	41	57	176	78	40	43	161	78	42	44	164

●入曽区域

(人)

		令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）				令和8年度（2年目）				
		0歳	1・2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み（A）		31	224	255	34	100	123	257	34	106	115	255	
提供体制（B）		60	210	270	60	96	114	270	60	105	114	279	
特定教育・保育施設		53	191	244	53	87	104	244	53	96	104	253	
地域型保育事業所		6	13	19	6	6	7	19	6	6	7	19	
企業主導型保育施設の地域枠		1	6	7	1	3	3	7	1	3	3	7	
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（B）－（A）		29	-14	15	26	-4	-9	13	26	-1	-1	24	
		令和9年度（3年目）				令和10年度（4年目）				令和11年度（5年目）			
		0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計
量の見込み（A）		33	104	106	243	33	103	114	250	33	101	112	246
提供体制（B）		60	105	114	279	60	105	114	279	60	105	114	279
特定教育・保育施設		53	96	104	253	53	96	104	253	53	96	104	253
地域型保育事業所		6	6	7	19	6	6	7	19	6	6	7	19
企業主導型保育施設の地域枠		1	3	3	7	1	3	3	7	1	3	3	7
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（B）－（A）		27	1	8	36	27	2	0	29	27	4	2	33

●堀兼・奥富・新狭山区域

(人)

		令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）				令和8年度（2年目）				
		0歳	1・2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み（A）		21	164	185	23	72	88	183	23	69	72	164	
提供体制（B）		43	147	190	39	67	84	190	44	74	91	209	
特定教育・保育施設		33	125	158	33	54	71	158	38	61	78	177	
地域型保育事業所		6	12	18	2	8	8	18	2	8	8	18	
企業主導型保育施設の地域枠		4	10	14	4	5	5	14	4	5	5	14	
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(B)ー(A)		22	-17	5	16	-5	-4	7	21	5	19	45	
	令和9年度（3年目）				令和10年度（4年目）				令和11年度（5年目）				
	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み（A）		23	70	71	164	24	71	79	174	24	71	79	174
提供体制（B）		44	74	91	209	44	74	91	209	44	74	91	209
特定教育・保育施設		38	61	78	177	38	61	78	177	38	61	78	177
地域型保育事業所		2	8	8	18	2	8	8	18	2	8	8	18
企業主導型保育施設の地域枠		4	5	5	14	4	5	5	14	4	5	5	14
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(B)ー(A)		21	4	20	45	20	3	12	35	20	3	12	35

●柏原・水富区域

(人)

		令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）				令和8年度（2年目）				
		0歳	1・2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み（A）		14	173	187	29	86	106	221	28	86	94	208	
提供体制（B）		44	182	226	44	78	104	226	52	83	105	240	
特定教育・保育施設		36	166	202	36	70	96	202	44	75	97	216	
地域型保育事業所		6	12	18	6	6	6	18	6	6	6	18	
企業主導型保育施設の地域枠		2	4	6	2	2	2	6	2	2	2	6	
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（B）－（A）		30	9	39	15	-8	-2	5	24	-3	11	32	
		令和9年度（3年目）				令和10年度（4年目）				令和11年度（5年目）			
		0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計
量の見込み（A）		27	87	85	199	26	81	90	197	25	79	88	192
提供体制（B）		52	83	105	240	52	83	105	240	52	83	105	240
特定教育・保育施設		44	75	97	216	44	75	97	216	44	75	97	216
地域型保育事業所		6	6	6	18	6	6	6	18	6	6	6	18
企業主導型保育施設の地域枠		2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（B）－（A）		25	-4	20	41	26	2	15	43	27	4	17	48

第2節 地域子ども・子育て支援事業

1. 位置付けと提供区域

「子ども・子育て支援法」第59条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、以下に掲げる地域子ども・子育て支援事業（19事業）を行うこととされています。

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭を地域で支える取組として子育て中の親子の交流の促進や育児相談などを行う事業です。

提供区域の区分については、事業ごとに、市全域、小学校区、又は教育・保育の提供区域である4区域としています。

事業名		提供区域
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援に関する事業（利用者支援）	市全域
	② 時間外保育事業（延長保育事業）	4区域
	③ 放課後児童健全育成事業（学童保育室）	小学校区
	④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域
	⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	⑥ 養育支援訪問事業	市全域
	⑦ 地域子育て支援拠点事業	4区域
	⑧ 一時預かり事業	4区域
	⑨ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	市全域
	⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
	⑪ 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）	市全域
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市全域
	⑭ 子育て世帯訪問支援事業	市全域
	⑮ 児童育成支援拠点事業	市全域
	⑯ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	市全域
	⑰ 妊婦等包括相談支援事業	市全域
	⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市全域
	⑲ 産後ケア事業	市全域

2. 量の見込みと提供体制の確保策

①利用者支援に関する事業 【こども支援課、保育幼稚園課、保健センター】

- ・教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう情報提供や助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行う事業。
- ・子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援などの利用希望に基づき、こどもとこどもの保護者の身近な場所で必要な支援が受けられるよう、地域の実情などに配慮し、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型	量の見込み（か所）	3	4	4	4	4
	提供体制（か所）	3	4	4	4	4
こども家庭センター型	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
	提供体制（か所）	1	1	1	1	1

◆「提供体制」の確保策

基本型（総合子育て支援センター、入曽保育所）

- ・利用者支援専門員が、乳幼児期の子育てに関する情報提供や相談に対応します。
 - ・令和8年度から広瀬保育所に基本型の機能を付加します。
- なお、同機能の付加にあたり、必要となる施設改修・整備においては、重層的支援体制整備事業交付金やこども・子育て事業債などの制度を活用し実施します。

特定型（市役所本庁舎1階窓口）

- ・保育コンシェルジュを配置し、保育所などの利用に関する相談対応や保育サービスに関する情報を提供します。

こども家庭センター型（こども家庭センター）

- ・母子保健機能（保健センター・市役所本庁舎1階窓口）と児童福祉機能（こども支援課）の一体的な相談支援を実施することで、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行います。



②時間外保育事業（延長保育事業） 【保育幼稚園課】

- ・保護者の就労時間の延長などにより、認定を受けた保育時間を超えて保育を実施する事業。
- ・アンケート調査などにより把握した、就学前のこどもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全体	量の見込み（人／月）	400	387	375	369	363
	提供体制（人／月）	730	730	730	730	730
入間川・狭山台	量の見込み（人／月）	167	161	156	153	148
	提供体制（人／月）	339	339	339	339	339
入曽	量の見込み（人／月）	89	87	86	86	85
	提供体制（人／月）	147	147	147	147	147
堀兼・奥富 ・新狭山	量の見込み（人／月）	65	63	60	60	61
	提供体制（人／月）	124	124	124	124	124
柏原・水富	量の見込み（人／月）	79	76	73	70	69
	提供体制（人／月）	120	120	120	120	120

◆「提供体制」の確保策

現状の市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所における延長保育の1月あたりの受け入れ可能見込み人数を提供体制とします。



③放課後児童健全育成事業（学童保育室） 【青少年課】

- ・児童の保護者が就労などにより、昼間、家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全な育成を図る事業。
- ・アンケート調査などにより把握した、学童保育室の利用希望者数に基づき、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全体	量の見込み（人）	1,434	1,461	1,429	1,410	1,376
	提供体制（人）	1,429	1,469	1,519	1,569	1,619
入間川 小学校	量の見込み（人）	114	112	111	100	91
	提供体制（人）	100	100	100	100	100
入間川東 小学校	量の見込み（人）	127	130	132	141	147
	提供体制（人）	130	130	130	130	130
富士見 小学校	量の見込み（人）	138	145	148	142	143
	提供体制（人）	130	130	130	180	180
南 小学校	量の見込み（人）	115	113	110	101	93
	提供体制（人）	100	100	100	100	100
山王 小学校	量の見込み（人）	106	104	99	95	93
	提供体制（人）	100	100	100	100	100
入間野 小学校	量の見込み（人）	128	138	132	137	136
	提供体制（人）	125	125	125	125	175
御狩場 小学校	量の見込み（人）	57	54	54	52	50
	提供体制（人）	50	50	50	50	50
堀兼 小学校	量の見込み（人）	49	44	42	42	40
	提供体制（人）	50	50	50	50	50
狭山台 小学校	量の見込み（人）	84	91	84	88	73
	提供体制（人）	100	100	100	100	100
新狭山 小学校	量の見込み（人）	158	175	177	183	194
	提供体制（人）	150	150	200	200	200
奥富 小学校	量の見込み（人）	79	80	79	69	64
	提供体制（人）	80	80	80	80	80
柏原 小学校	量の見込み（人）	105	104	103	98	95
	提供体制（人）	90	130	130	130	130
水富 小学校	量の見込み（人）	60	58	57	62	60
	提供体制（人）	84	84	84	84	84
広瀬 小学校	量の見込み（人）	85	84	75	74	69
	提供体制（人）	90	90	90	90	90
笹井 小学校	量の見込み（人）	29	29	26	26	28
	提供体制（人）	50	50	50	50	50

「入間川東小・富士見小学童保育室分室」及び民間学童保育室分の提供体制については、該当する学校に^{あんぶん}按分しています。

◇◇第4章 子ども・子育て支援事業◇◇

(学年別・学校別)

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,434	1,461	1,429	1,410	1,376
1年生	473	481	444	463	447
2年生	417	396	409	375	392
3年生	317	346	334	332	302
4年生	171	178	180	175	171
5年生	40	41	43	46	45
6年生	16	19	19	19	19
提供体制	1,429	1,469	1,519	1,569	1,619

●入間川小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	114	112	111	100	91
1年生	49	44	43	36	32
2年生	27	30	27	26	22
3年生	20	23	25	22	21
4年生	13	10	11	12	11
5年生	3	3	3	3	3
6年生	2	2	2	1	2
提供体制	100	100	100	100	100

●入間川東小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	127	130	132	141	147
1年生	49	54	54	61	64
2年生	34	32	36	35	39
3年生	23	22	21	23	23
4年生	14	14	13	13	14
5年生	5	6	6	6	5
6年生	2	2	2	3	2
提供体制	130	130	130	130	130

●富士見小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	138	145	148	142	143
1年生	43	48	45	41	45
2年生	49	45	50	47	44
3年生	29	37	34	36	34
4年生	14	13	17	15	17
5年生	2	1	1	2	2
6年生	1	1	1	1	1
提供体制	130	130	130	180	180

●南小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	115	113	110	101	93
1年生	39	41	40	32	31
2年生	43	37	38	38	30
3年生	20	22	19	20	20
4年生	11	11	11	9	10
5年生	2	2	2	2	2
6年生	0	0	0	0	0
提供体制	100	100	100	100	100

●山王小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	106	104	99	95	93
1年生	40	33	29	31	31
2年生	28	33	28	24	26
3年生	21	20	24	20	18
4年生	13	14	13	16	13
5年生	3	3	4	3	4
6年生	1	1	1	1	1
提供体制	100	100	100	100	100

●入間野小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	128	138	132	137	136
1年生	43	47	35	45	45
2年生	31	35	39	29	37
3年生	38	35	39	43	32
4年生	15	20	18	19	21
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
提供体制	125	125	125	125	175

●御狩場小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	57	54	54	52	50
1年生	16	11	14	14	12
2年生	12	14	10	13	12
3年生	14	12	15	10	13
4年生	10	10	8	9	6
5年生	4	5	5	4	5
6年生	1	2	2	2	2
提供体制	50	50	50	50	50

◇◇第4章 子ども・子育て支援事業◇◇

●堀兼小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	49	44	42	42	40
1年生	16	11	11	14	14
2年生	10	11	8	8	10
3年生	13	12	14	9	9
4年生	9	9	8	10	6
5年生	0	0	0	0	0
6年生	1	1	1	1	1
提供体制	50	50	50	50	50

●狭山台小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	84	91	84	88	73
1年生	23	34	27	32	20
2年生	29	17	26	20	23
3年生	22	29	18	25	19
4年生	7	8	10	6	8
5年生	3	3	3	5	3
6年生	0	0	0	0	0
提供体制	100	100	100	100	100

●新狭山小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	158	175	177	183	194
1年生	42	42	44	54	56
2年生	55	50	49	49	61
3年生	38	60	55	51	49
4年生	13	13	19	16	15
5年生	7	6	6	9	8
6年生	3	4	4	4	5
提供体制	150	150	200	200	200

●奥富小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	79	80	79	69	64
1年生	22	27	25	17	19
2年生	28	23	28	25	17
3年生	19	18	15	18	17
4年生	8	10	9	7	9
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
提供体制	80	80	80	80	80

●柏原小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	105	104	103	98	95
1年生	37	32	32	27	29
2年生	24	26	23	24	21
3年生	21	20	21	18	18
4年生	18	20	20	21	18
5年生	5	6	7	7	8
6年生	0	0	0	1	1
提供体制	90	130	130	130	130

●水富小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	58	57	62	60
1年生	14	17	16	24	15
2年生	16	14	17	15	23
3年生	14	13	11	13	11
4年生	12	9	8	7	8
5年生	3	3	3	2	2
6年生	1	2	2	1	1
提供体制	84	84	84	84	84

●広瀬小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	85	84	75	74	69
1年生	32	31	24	25	24
2年生	19	20	20	16	17
3年生	19	16	17	18	14
4年生	11	13	10	11	11
5年生	1	1	1	1	1
6年生	3	3	3	3	2
提供体制	90	90	90	90	90

●笹井小学校

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	29	29	26	26	28
1年生	8	9	5	10	10
2年生	12	9	10	6	10
3年生	6	7	6	6	4
4年生	3	4	5	4	4
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
提供体制	50	50	50	50	50

◇◇第4章 子ども・子育て支援事業◇◇

◆「提供体制」の確保策

児童の数は減少するものの、学童保育室のニーズは高まっていくと推測されます。

提供体制の確保策として、学校の余裕教室の活用、学校敷地内への学童保育室の設置や、民間学童保育室の誘致を行います。

なお、毎年の入室申込状況などを鑑み、設置する場所や年度の前倒しをするなどの検討を行います。

④子育て短期支援事業（ショートステイ） 【こども支援課】

- ・保護者が仕事その他の理由により、家庭でこどもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などで一時的にこどもを預かる事業。
- ・アンケート調査などにより把握した、保護者の疾病や仕事などのやむを得ない理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった期間の実績に基づき、ファミリー・サポート・センター事業などの他の事業による対応の可能性も勘案して、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	15	15	15	15	15
提供体制（人）	15	15	15	15	15

◆「提供体制」の確保策

より利用しやすくするため、受け入れ施設数を確保するとともに、他の支援事業との連携により受け入れ体制を整備します。

なお、トワイライト（夜間養護事業）については、他の支援事業とも調整を図りながら検討します。

⑤乳児家庭全戸訪問事業 【保健センター】

- ・生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に対し、安心した子育てにつながるよう家庭訪問により、健康状態の確認や育児情報の提供を行う事業。
- ・出生数などを勘案して、計画期間内の量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	725	728	719	710	701
提供体制（人）	725	728	719	710	701

◆「提供体制」の確保策

出生数に合わせて全ての家庭を訪問する体制を維持します。

⑥養育支援訪問事業 【こども支援課】

- ・養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことで、適切な養育の実施を確保する事業。
- ・要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の数などを勘案して、計画期間内の量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
提供体制（人）	5	5	5	5	5

◆「提供体制」の確保策

登録されている保育士のほか、埼玉県助産師会（助産師）に委託し、事業を実施します。

要保護児童などの早期発見、早期対応・見守りを適切に行い、援助を通じてこどもの健全な育成のために必要な家庭環境を整えていきます。

⑦地域子育て支援拠点事業 【こども支援課】

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。
- ・アンケート調査により把握した、地域子育て支援拠点事業の利用希望数などにに基づき、居宅から移動することが可能な範囲内で利用できるよう配慮し、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全体	量の見込み（人）	48,212	47,076	46,992	46,886	46,189
	提供体制（か所）	9	9	9	9	9
入間川 狭山台	量の見込み（人）	24,820	24,235	24,191	24,137	23,778
	提供体制（か所）	4	4	4	4	4
入曽	量の見込み（人）	7,039	6,873	6,861	6,846	6,744
	提供体制（か所）	1	1	1	1	1
堀兼 奥富 新狭山	量の見込み（人）	11,937	11,656	11,636	11,609	11,437
	提供体制（か所）	3	3	3	3	3
柏原 水富	量の見込み（人）	4,416	4,312	4,304	4,294	4,230
	提供体制（か所）	1	1	1	1	1

◆「提供体制」の確保策

現在の提供体制を確保し、柔軟に対応します。

⑧一時預かり事業

- ・幼稚園、認定こども園における通常の教育時間前後の時間や長期休業中などに在園児を一時的に預かる事業（3～5歳）。
- ・保護者の急病や冠婚葬祭などで家庭の保育が困難な場合に保育所などで一時的にこどもを預かる事業（0～5歳）。
- ・アンケート調査により把握した、各号の認定児童数と幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）の実績に、今後の利用希望を勘案し、ファミリー・サポート・センター事業などの他の事業も考慮し、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。
- ・ファミリー・サポート・センター事業は、過去の実績数と現在の会員数などをもとに量の見込みと提供体制を設定します。

（ア）幼稚園、認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業

【保育幼稚園課、学務課】

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全体	1号 量の見込み（人）	6,584	6,452	6,434	6,280	6,225
	2号 量の見込み（人）	11,829	11,626	11,014	10,368	10,188
	提供体制（人）	57,790	52,840	56,395	56,395	56,395
入間川 狭山台	1号 量の見込み（人）	2,493	2,396	2,332	2,255	2,233
	2号 量の見込み（人）	4,558	4,412	4,062	3,788	3,711
	提供体制（人）	29,998	29,998	33,553	33,553	33,553
入曽	1号 量の見込み（人）	1,544	1,515	1,574	1,594	1,575
	2号 量の見込み（人）	2,824	2,774	2,742	2,678	2,629
	提供体制（人）	6,318	6,318	6,318	6,318	6,318
堀兼 奥富 新狭山	1号 量の見込み（人）	1,136	1,177	1,119	1,093	1,111
	2号 量の見込み（人）	1,868	1,940	1,754	1,653	1,669
	提供体制（人）	14,094	14,094	14,094	14,094	14,094
柏原 水富	1号 量の見込み（人）	1,411	1,364	1,409	1,338	1,306
	2号 量の見込み（人）	2,579	2,500	2,456	2,249	2,179
	提供体制（人）	7,380	2,430	2,430	2,430	2,430

◆「提供体制」の確保策

現状の私立幼稚園及び認定こども園における預かり保育の定員を維持することで対応します。

なお、公立幼稚園については、令和9年度から入間川幼稚園1園に統合されますが、幼稚園及び認定こども園は、提供区域を越えて入園することができるため、在園児の一時預かりの提供体制が不足している区域においても、隣接する区域での対応が可能です。

(イ) 保育所、ファミリー・サポート・センター事業などによる一時預かり事業（未就学児）
【こども支援課、保育幼稚園課】

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全体	量の見込み（人）	12,062	12,189	12,315	12,442	12,569
	提供体制（人）	保育所など	39,068	39,068	39,068	39,068
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	3,300	3,300	3,300	3,300
入間川狭山台	量の見込み（人）	4,471	4,585	4,711	4,840	4,968
	提供体制（人）	保育所など	15,254	15,254	15,254	15,254
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	1,617	1,617	1,617	1,617
入曽	量の見込み（人）	2,931	2,981	3,012	3,041	3,031
	提供体制（人）	保育所など	8,991	8,991	8,991	8,991
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	528	528	528	528
堀兼奥富新狭山	量の見込み（人）	2,098	2,084	2,075	2,107	2,149
	提供体制（人）	保育所など	8,748	8,748	8,748	8,748
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	429	429	429	429
柏原水富	量の見込み（人）	2,562	2,539	2,517	2,454	2,421
	提供体制（人）	保育所など	6,075	6,075	6,075	6,075
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	726	726	726	726

◆「提供体制」の確保策

「保育所など」は、保育所及び認定こども園に併設され実施している一時預かり事業と、ちゃっぽ保育室の定員数及び実施日数をもとに提供体制とします。

「ファミリー・サポート・センター事業」は、引き続き、事業の周知を行い、預かる会員を増やすとともに、預かる会員に向けた研修を充実させ、会員のスキルアップに努めます。



⑨病児・病後児保育事業 【こども支援課、保育幼稚園課】

- ・軽度な病気あるいは病気回復期にある児童を保育所などで保育する事業。
- ・アンケート調査により把握した事業の利用希望を勘案し、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		35	35	35	35	35
提供体制（人）	保育所など	732	732	732	732	732
	ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児預かり）	960	960	960	960	960

◆「提供体制」の確保策

「病後児保育事業」は、祇園保育所で実施する病後児保育の定員を提供体制とします。

「保育所など」は、保育所及び認定こども園に併設され実施している一時預かり事業と、ちゃっぽ保育室の定員数及び実施日数をもとに提供体制とします。

「ファミリー・サポート・センター事業」は、引き続き、事業の周知を行い、預かる会員を増やすとともに、預かる会員に向けた研修を充実させ、会員のスキルアップに努めます。

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業/就学児）

【こども支援課】

- ・子育ての手助けが必要な方と子育ての手助けができる方を会員とする組織により、塾などへの送迎や一時預かりを行う事業。
- ・アンケート調査により把握した事業の利用希望を勘案し、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		1,813	1,859	1,904	1,950	1,995
提供体制（人）		1,850	1,900	1,950	2,000	2,050

◆「提供体制」の確保策

アンケートの結果によると、働き方の多様化や共働き世帯の増加により、利用希望は増加する傾向にあります。

「ファミリー・サポート・センター事業」は、引き続き、事業の周知を行い、預かる会員を増やすとともに、預かる会員に向けた研修を充実させ、会員のスキルアップに努めます。

⑪妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健康診査） 【保健センター】

- ・妊娠中の母体の健康の保持増進、疾病の早期発見を目的として妊婦に対する健康診査を実施する事業。
- ・妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態を把握し、保健指導を実施するとともに、定期的に医学的検査を実施します。出生数を勘案して、計画期間内における量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（件）	9,135	9,173	9,060	8,946	8,833
提供体制（件）	9,135	9,173	9,060	8,946	8,833

◆「提供体制」の確保策

母子保健法に基づく妊婦健康診査が適切な時期に受けられるよう、最大14回分の健診費用の助成を継続していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 【保育幼稚園課】

- ・保護者の世帯所得の状況を勘案し、教育・保育施設に支払う実費徴収金※などの一部について補足給付を行う事業。
- ・子ども・子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園に就園している園児で、年収360万円未満相当の世帯に対し、給食費のうち副食材料費相当分（ご飯・パン・麺類などの主食費を除く）及び生活保護などの家庭に対し、認定こども園、幼稚園、保育所の利用に際し、各施設に支払う実費徴収金の一部について、補足給付を行います。

※実費徴収金の内容は、文房具その他の教育・保育に必要な物品、日用品、行事参加費用などです。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【保育幼稚園課】

- ・児童を受け入れる多様な事業者が、地域において重要な役割を継続して担うことができるように、連携施設の確保や事業運営についての相談・助言、補助金の交付など、事業者や事業利用者を支援する事業。
- ・事業者に対し、事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援や、保護者や地域住民との関係構築や利用児童への対応などに関する支援を行います。
- ・幼児教育・保育の無償化対象外である幼児教育類似施設を利用する保護者に対し、経済的負担を軽減し、もって幼児教育の振興及び充実を図ることを目的に、補助金を交付します。

⑭子育て世帯訪問支援事業 【こども支援課】

- ・要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦や支援を要するヤングケアラーなどを対象に訪問し、子育てに関する情報提供、家事・育児などの支援を実施する事業。
- ・養育支援訪問支援事業の実施状況を勘案し連携した支援につなげることを想定した量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	60	60	60	60	60
提供体制（人）	60	60	60	60	60

◆「提供体制」の確保策

社会福祉協議会（ヘルパー）に委託し、事業の安定を図ります。

⑮児童育成支援拠点事業 【こども支援課、福祉政策課】

- ・養育環境などの課題を抱える児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談を行う事業。
- ・生活困窮者、生活保護世帯、その他支援が必要な対象者の数を勘案し量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	70	70	70	70	70
提供体制（人）	120	120	120	120	120

◆「提供体制」の確保策

小学生、中学生及び高校生に対し、学習教室の開催や家庭訪問による生活支援などを業務委託しており、引き続き実施していきます。

⑩親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援） 【こども支援課】

- ・要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦などを対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況などに応じて講義やグループワークなどのペアレントトレーニングを学ぶ支援事業。
- ・相談支援員などが対応している実績世帯数のうち、本事業の利用が望ましい世帯数を勘案し量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
提供体制（人）	5	5	5	5	5

◆「提供体制」の確保策

乳幼児健診時に個別相談を実施し、気になる親子への声掛けを行い、埼玉県主催の保護者支援トレーナー養成講座を受講した相談員により事業を実施します。

⑪妊婦等包括相談支援事業 【保健センター】

- ・妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊産婦・その配偶者などに対して面談などにより出産・育児等に関する情報提供や相談など（伴走型相談支援）を行う事業。
- ・妊婦届出数を勘案し量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	2,191	2,200	2,173	2,147	2,119
提供体制（回）	2,191	2,200	2,173	2,147	2,119

◆「提供体制」の確保策

伴走型相談支援として、保健師などが妊産婦・その配偶者などとの面談を行います。



⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 【保育幼稚園課】

- ・全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業。
- ・対象は保育所などに通所していない0歳6か月～2歳の未就園児です。
- ・対象となる未就園児に対して月の一定時間を10時間とし、定員一人1月当たりの受け入れ可能時間数を月176時間(8時間×22日)として量の見込みと提供体制を設定します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(人)	-	17	17	16	16
	提供体制(人)	-	8	10	13	16
1歳児	量の見込み(人)	-	21	21	21	20
	提供体制(人)	-	6	10	15	20
2歳児	量の見込み(人)	-	20	20	20	20
	提供体制(人)	-	2	10	15	20

◆「提供体制」の確保策

令和8年度からの事業開始後の利用希望に対応する提供体制を整えていきます。

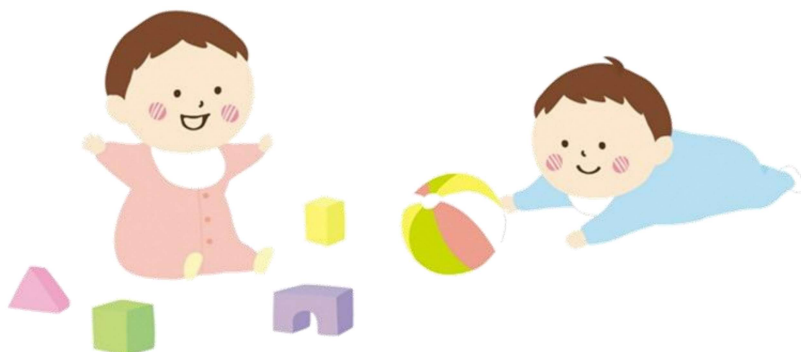
⑲産後ケア事業 【保健センター】

- ・出産後1年以内の支援が必要な母子に対し、産科医院などで心身のケアや育児サポートを実施することで、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行う事業。
- ・出生数や利用実績などを勘案し量の見込みと提供体制を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	100	100	100	100	100
提供体制(人)	100	100	100	100	100

◆「提供体制」の確保策

より利用しやすくするため、利用施設を拡充し受け入れ体制を整備します。



第3節 子ども・子育て支援事業の推進

1. 就学前教育・保育の一体的提供と地域子ども・子育て支援事業の推進について

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進として、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ認定こども園への移行が進められています。認定こども園については、本市では5園が移行しています。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることを念頭に、保護者の就労支援の観点だけではなく、こどもの最善の利益を第一に考え、現在の幼稚園や保育所が提供している教育・保育の質を維持又はさらに向上させることや施設における地域の子育て支援の実施を踏まえ、既存施設の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な運営の支援を進めます。

(2) 保幼小の連携の推進

質の高い就学前教育・保育を進めて行く観点から、認定こども園、幼稚園、保育所それぞれについて理解を深め、高め合うことができるよう、幼稚園教諭と保育士の意見交換や合同研修を実施します。また、こどもたちの活動を通じた交流を行います。

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校が、こどもへの具体的な指導法や接し方などについて学び合い、情報交換を行うなど、こどもたちが幼児期から学齢期へ円滑に移行できるよう、相互の連携を進めます。

(3) 就学前教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の推進

全てのこどもがより良い環境の中で育つことができるよう、市の関係部署、関係機関の情報交換や連携を密に行い、就学前教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を推進します。

2. 子育てのための施設など利用給付の円滑な実施の確保について

施設など利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性などに配慮するよう努めます。

具体的には、保護者への施設など利用給付は、年4回以上になるよう実施するとともに、特定子ども・子育て支援施設などに対しても、当該施設の運営に支障をきたすことのないよう給付の時期を検討します。

また、円滑な実施の確保のために、都道府県に対し、施設などの所在、運営状況、監督状況などの情報提供、立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導などの協力を要請することができることを踏まえ、埼玉県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

3. 教育・保育などの円滑な利用について

(1)適切な時期の情報提供や相談・支援

産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設などを利用できるよう、産前・産後休暇、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援などを行うとともに、アンケート調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みをもとに、計画的に教育・保育などの提供を行います。

教育・保育の量の見込みには、育児休業満了が原則満1歳到達時（0歳児学年）であることを勘案し、0歳児保育の必要性を含めたうえで提供体制を確保しました。産後休暇及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを提供できるよう、保育所や幼稚園などの既存の社会資源を活用し、提供体制の確保に努めていきます。

(2)外国につながる幼児への支援・配慮

就園に必要な手続き・園児募集の状況などの多言語によるホームページ掲載など、就園及び事業の利用に関する情報のアクセスの向上を図ります。

4. 幼児教育・保育などの人材の確保及び質の向上について

教育・保育内容についての満足度が高い状況を維持していくために、民間保育所等職員雇用費補助金の支給、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業などにより人材確保に努めるとともに、保育の質の向上のための研修の充実を図ることで、人材育成に努めます。

